仙台地方検察庁	2
福島地方検察庁	1
山形地方検察庁	1
青森地方検察庁	1
札幌地方検察庁	3
釧路地方検察庁	1
高松地方検察庁	1
徳島地方検察庁	1
松山地方検察庁	1

仙台地方検察庁	2
福島地方検察庁	1
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1
松山地方検察庁	1

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。